ニホンイシガメの輸出に係る助言に関するパブリックコメントの結果

ワシントン条約附属書 種掲載種であるニホンイシガメの輸出申請に対して、サイズの小さい未成熟個体と飼育繁殖個体についてのみ、ワシントン条約の科学当局として「当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでない」旨の助言を行うことについて、平成27年10月29日(木)から平成27年11月11日(水)までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は 45、延べ有効意見数は 77 であった。その内訳は以下のとおりである。

1.意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合 計
個 人	31	3	2	36
団 体	7	1	1	9
計	38	4	3	45

2. 主な意見及び延べ意見数

主な意見及び意見数は以下の通り。各意見の要旨は、別表参照。

・輸出制限の導入又は本案に賛成。	4件
・全ての輸出に助言すべきでない。	25件
・飼育繁殖個体についても、野外捕獲個体と同様に一定サイズ以上は助言すべきではない。	7件
・野外捕獲個体の輸出は全て助言すべきではない。	6件
・飼育繁殖個体と野外捕獲個体との識別方法に関する疑問又は提案。	6件
・助言を可能とするサイズ範囲を 8cm 未満よりも小さくすべき。	5件
・モニタリング及びそれに順じた再評価を行うべき。	2件
・輸出数に上限値を設定すべき。	2件
・輸出者単位での規制を設定すべき。	2件
・より厳しい条件でのシナリオで将来予測を再解析すべき。	2件
・不正輸出の根絶に対する対策を講ずるべき。	2件
・その他	
輸出規制に関するもの	7件
輸出以外の施策に関するもの(捕獲、販売等の規制など)	7件

3 . 今後の方針

案のとおり、今後当分の間、ニホンイシガメの輸出申請に対して、以下の条件で、「当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでない」旨の助言を行うこととします。

<輸出助言実施の条件>

(1) 野外捕獲個体:

背甲長 8cm 以上の個体については助言不可。 背甲長 8cm 未満の個体については助言可。

(2)飼育繁殖個体:

飼育繁殖させた個体については、体サイズを問わず助言可。

また、違法輸出の取締強化に向けて税関等の関係者に周知を行うとともに、 継続的な個体数モニタリング及び将来的に個体数が回復した際の対応を検討す る。

各意見に対する当省の考え方は、別表参照。

ニホンイシガメの輸出に係る助言についての意見要旨及び意見に関する考え方

No.		意見に対する考え方
1	輸出目的の過剰な利用を防止するためには、 何らかの規制の導入が必要であること等か ら、本案に賛成する。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とします。
2	輸出以外の理由による影響や、幼体や種親目 的の雌成体の乱獲のおそれなどがあること から、全ての輸出に助言すべきでない。	現在のニホンイシガメの生息状況及び取引状況からは、全ての輸出を止めなければ種の存続が脅かされる状況にはないと判断されることから、一律に輸出を禁止することは適当でないと考えます。
3	条件を設定するにしても、一旦全て止めた 後、慎重に条件緩和を行うべきである。	現在のニホンイシガメの生息状況及び取引状況からは、全ての輸出を止めなければ種の存続が脅かされる状況にはないと判断されることから、一律に輸出を禁止することは適当でないと考えます。
4	野生個体には、輸出以外にも、外来種との競合、生息適地の減少・悪化、国内利用目的の 捕獲などの影響が生じており、今後、野外捕 獲個体の輸出は全て助言すべきではない。	現在のニホンイシガメの生息状況及び取引状況からは、全ての輸出を止めなければ種の存続が脅かされる状況にはないと判断されることから、一律に輸出を禁止することは適当でないと考えます。今後もニホンイシガメの生息状況及び取引状況を把握し、状況の変化に応じて対応を検討します。
5	虚偽申請のおそれがあるため、飼育繁殖個体についても野外捕獲個体と同様に、一定サイズ以下は助言すべきではない。	飼育繁殖個体については、飼育繁殖施設における繁殖状況の確認を慎重に行い、問題がないと考えられる場合のみ、輸出を認める方針です。
6	飼育繁殖個体と野外捕獲個体を適切に識別できるのか疑問である。識別のための仕組みが必要ではないか。また、マイクロチップの埋め込みや申請個体に対する全数調査が必要。	飼育繁殖個体については、飼育繁殖施設における繁殖状況の確認を慎重に行い、問題がないと考えられる場合のみ、輸出を認める方針です。

7	8cm ではオスの成体も含まれうるため、助言 可否を可能とするサイズ範囲、5cm あるいは 6cm 等に引き下げるべきである。また、0 オ の個体は、雌成体の捕獲によって入手可能で あるため、0 オ程度のサイズは助言対象から 除くべきではないか。 今後モニタリングを実施し、そのデータを用	文献調査及び研究者等へのヒアリングの結果から、雌雄共に繁殖可能な個体を除くためには8cmで区切ることが適切と考えますが、頂いた御意見も踏まえ、取引状況や生息状況を把握しつつ、必要があれば基準の見直しを検討します。
	いて再評価を行うべきである。	況を把握し、状況の変化に応じて助言のあり 方等の対応を検討します。
9	野外捕獲個体について、一定サイズ以下とした上で、さらに輸出数に上限値を設定すべきである。仮に、シミュレーションの想定以上の個体数が輸出されれば、原案の元となる将来予測は意味をなさない。	今後もニホンイシガメの生息状況及び取引状況を把握し、状況の変化に応じて助言のあり 方等の対応を検討します。
10	未成熟個体のみを助言対象としたとしても、 輸出業者は捕獲が容易な地域で集中的に捕 獲することが予想される。輸出業者ごとに許 可制を設け、輸出業者ごとに輸出数の上限値 を設定すべきである。	今後もニホンイシガメの生息状況及び取引状況を把握し、状況の変化に応じて助言のあり 方等の対応を検討します。
11	野外捕獲個体については、個体数の回復目標 数値を設定し、回復後に、輸出を割当制・許 可制にするべきである。	今後もニホンイシガメの生息状況及び取引状況を把握し、助言のあり方等の状況の変化に応じて対応を検討します。
12	現在の将来予測のモデルには、生息地の改変、国内利用のための捕獲圧、外来種との競合による負の影響など、輸出のための捕獲以外のファクターが考慮されていない。よりシビアなシナリオ設定に基づいた将来予測の再解析が必要である。	今回用いた将来予測のモデルは、現在入手可能なデータから設定可能なパラメータのみを考慮したものです。今後もニホンイシガメの生息状況及び取引状況を把握し、助言のあり方等の状況の変化に応じて対応を検討します。
13	今回の助言の制限により、密輸出を企てる者が出ることを懸念する。不正輸出の根絶に対する対策を講ずるべき。	違法輸出の取締り強化に向けて税関等の関係 者に周知を図る予定です。

14	研究目的以外の輸出には助言を行うべきではない。	現在のニホンイシガメの生息状況及び取引状況からは、研究目的以外の全ての輸出を止めなければ種の存続が脅かされる状況にはないと判断されることから、一律に輸出を禁止することは適当でないと考えます。
15	繁殖施設の登録制を将来的に構築すべきで ある。	頂いた御意見は今後の施策の参考とします。
16	生体だけでなく、加工品の輸出に関しての対策も取るべきである。	現在、ニホンイシガメの輸出申請は、ほとんどが生きている個体の輸出に限られていることから、今回は個体の輸出に対する規制を行うこととしたものです。今後、加工品としての輸出の増加が懸念される場合には、必要な対応を検討します。
17	ニホンイシガメは衛生環境の悪化により、比較的短期間で皮膚病を発生しやすい。特に生後 1 年未満の個体は不衛生な環境に対する抵抗性が低い。このため、輸送管理についても考慮して、大きめの容器に個別に梱包するなどの助言が必要である。これはワシントン条約 4 条 2 項(c)に該当し、動物愛護管理法にも関連する内容と考えられる。	今回の輸出申請に対する助言は、条約 4 条 2 項(a)に基づく、科学当局として種の存続の観点から行うものであり、御指摘の輸送管理については、条約 4 条 2 項 (c)に基づき、「管理当局」である経済産業省が確認を行うこととなっています。
18	ニホンイシガメの捕獲及び売買の禁止を検討すべきである。将来的には、爬虫類・両生類等全般について、捕獲の許可制を検討していただきたい。	頂いた御意見は今後の施策の参考とします。
19	公的機関が、ニホンイシガメの生態調査、計画的な保護及び繁殖を行うことが必要である。ニホンイシガメ保全のための必要な法制度も検討すべきである。	今後もニホンイシガメの生息状況及び取引状 況を把握し、状況の変化に応じて対応を検討 します。